

# 事業系ごみの出し方 ルール

## 事業系ごみ

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみです。お店(お店兼住宅については、お店部分から出るものも該当)や会社のほか、農業、宗教法人、NPOなども含まれます。

※事業系ごみはごみ集積所に出せません。出した場合は不法投棄になります。

### 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の事業活動に伴って排出されたごみ  
例:生ごみ、剪定枝、木製の家具類 等

### 産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた20種類のごみ

#### 許可業者に依頼

「阿見町一般廃棄物収集運搬業許可業者」にご依頼ください。

※許可業者一覧はホームページでご確認ください。

※ごみ集積所には出せません。出した場合は不法投棄となります。

or

#### 処理施設に直接搬入

ごみの排出事業者が直接霞クリーンセンターに持ち込めます。

※10 kg当たり230円の処理手数料がかかります。

#### 町では収集も処分もしません！

ただし、廃棄物処理法第11条第2項の規定に基づき、原則産業廃棄物であっても事業系一般廃棄物とみなすものもあります(詳細は裏面をご覧ください)。

その他産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業者または、茨城県産業廃棄物協会(☎029-301-7100)にお問い合わせください。

事業系ごみを排出する事業者の方には適正にごみを処理する責任があります！

不法投棄及び野外焼却は5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられます。

阿見町霞クリーンセンターは、一般廃棄物を処理する中間処理施設であることから、事業ごみについては、事業系一般廃棄物のみの受入に限ります。しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条第2項の規定に基づき、原則産業廃棄物に該当するものであっても、事業系一般廃棄物とみなして受入を行う事業ごみもあります。

阿見町霞クリーンセンターにて受入する事業系廃棄物

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で事業系一般廃棄物として定められているもの

ごみ区分	具体例	受入数量 (1日あたり)	備考
可燃ごみ	生ごみ、草類、資源化できない紙類等	受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化・資源化に努めてください。	
可燃性粗大ごみ	剪定枝、木製の家具類等		
資源物（紙・布類）	新聞紙、チラシ、週刊誌、書籍、封筒、メモ用紙、ティッシュ箱、ダンボール、作業服・タオルなどの布類、紙パック等の資源化できるもの		

②原則として産業廃棄物であるが、事業系一般廃棄物として霞クリーンセンターで受入するもの

ごみ区分	具体例	受入数量 (1日あたり)	備考
可燃ごみ	ボールペン・マーカー・消しゴムなどの事務用品、プラスチック製ハンガー、プラスチック製容器包装（弁当・洗剤等のプラスチック容器など）等	受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化・資源化に努めてください。 ※不燃ごみは、透明な袋に入れて搬入してください。	一般廃棄物とみなすものは原則として、従業員等の飲食に伴う生活系廃棄物、または、製造・流通・販売等の本来の業務以外で発生するものに限り、受入数量の制限については、許可業者を含むすべての事業者が対象です。
不燃ごみ	飲料用ビン・缶類の金属のふた、クリップ類、コップ、湯呑み、皿、金属製ハンガー 等		
不燃性粗大ごみ	事務机、椅子(ソファ等含む)、自転車、傘 等	軽トラック1台分の量まで	
資源ごみ	ビン・缶類	飲料用のビン・缶類	受入数量の制限はありませんが、ごみの減量化・資源化に努めてください。
	ペットボトル	飲料用やしょうゆのペットボトル	
	使用済小型電子機器等	パソコンを除く使用済小型電子機器 例：電子レンジ、扇風機、電卓、携帯電話、デジタルカメラ、ACアダプタ 等	軽トラック1台分の量まで ※透明な袋に入れて搬入してください。

※資源物については、洗浄等により汚れが付着していない資源化が可能な状態に限ります。洗浄や分別が不十分で、資源化が不可能なものは受入しませんので、産業廃棄物として適正に処理してください。

※上記内容によりがたい事情が発生した場合は、別途町と協議が必要になりますので、ご相談ください。

お問い合わせ先

阿見町役場町民生活部廃棄物対策課

TEL:029-889-0091

処理手数料、直接搬入方法、一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧等については、阿見町役場のホームページをご覧ください。

阿見町 事業ごみ

検索

